

○岡山県福祉のまちづくり条例施行規則

平成十二年三月三十一日

岡山県規則第七十九号

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則を次のように定める。

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県福祉のまちづくり条例（平成十二年岡山県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活関連施設等)

第二条 条例第二条第三号の規則で定める施設は、別表第一の上欄に掲げるものとする。

2 条例第二条第四号の規則で定める施設は、別表第一の上欄に掲げるもののうち同表の下欄に掲げるものとする。

3 条例第二条第五号の規則で定める機器は、次に掲げるものとする。

一 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）第二条第十二号に規定する車両のうち旅客車

二 軌道法施行規則（大正十二年／内務／鉄道／省令）第十三条ノ二の規定により認可を受けた車両のうち一般旅客の用に供するもの

三 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

四 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船

五 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機のうち旅客の運送の用に供するもの

(整備基準)

第三条 条例第十五条第一項の規定による整備基準は、別表第二の上欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の中欄に定める基準とする。この場合において、当該基準は、それぞれ同表の下欄に掲げる生活関連施設に適用する。

(整備基準適合の表示)

第四条 条例第十七条の規定による表示は、出入口、車椅子を使用している者（別表第二において「車椅子使用者」という。）が利用する便房（同表において「車椅子使用者用便房」という。）、エレベーターその他知事が特に必要と認める項目について、当該項目が整備基準に適合する旨を直接地上へ通ずる主要な出入口又はその付近で高齢者、障害者等に分かりやすい位置に表示して行うものとする。

(新築等の届出)

第五条 条例第十九条第一項の規定による届出は、特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の二十一日前までに、次に掲げる書面及び図書を添付して行うものとする。

- 一 別表第三の上欄に掲げる特定生活関連施設及び同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める項目についての整備基準への適合状況を記載した書面
  - 二 別表第五の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める図書
  - 三 前号に掲げる図書のみでは十分に整備基準への適合状況が確認できない場合は、当該適合状況が確認できる図書
- (届出を要しない施設)

第六条 条例第十九条第一項ただし書の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路
  - 二 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項又は第十四条第一項の規定による認可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく道路
  - 三 岡山県県土保全条例（昭和四十八年岡山県条例第三十五号）第五条第一項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路
- (変更の届出)

第七条 条例第十九条第二項の規定による変更の届出は、第五条各号に掲げる書面及び図書（変更に係るものに限る。）を添付して行うものとする。

2 条例第十九条第二項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 整備基準の定めのない項目についての工事内容の変更
- 二 高齢者、障害者等がより安全かつ円滑に利用できるようにするために行う整備基準に適合している項目についての変更
- 三 工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更

第八条 削除

(協議を要する建築物の規模)

第九条 条例第二十条第一項の規則で定める規模は、特定生活関連施設の新築等に係る床面積二千平方メートルとする。

(新築等の協議)

第十条 条例第二十条第一項の規定による協議は、特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の六十日前までに行うものとする。

2 前項の協議が終了したときは、次に掲げる書面及び図書を提出するものとする。

- 一 別表第四の上欄に掲げる特定生活関連施設及び同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める項目についての整備基準への適合状況を記載した書面
- 二 別表第五の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める図書

三 前号に掲げる図書のみでは十分に整備基準への適合状況が確認できない場合は、当該適合状況が確認できる図書

(変更の協議)

第十一条 条例第二十条第二項の規定による変更の協議が終了したときは、前条第二項各号に掲げる書面及び図書（変更に係るものに限る。）を提出するものとする。

2 第七条第二項の規定は、条例第二十条第二項の規則で定める軽微な変更について準用する。

(適合状況の報告)

第十二条 条例第二十三条第一項の規定による整備基準への適合状況の報告は、第五条各号に掲げる書面及び図書を添付して行うものとする。

(公表)

第十三条 条例第二十五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 勧告の内容

三 その他知事が必要と認める事項

2 条例第二十五条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他知事が必要と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第十四条 条例第二十六条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式）とする。

(公共工作物)

第十五条 条例第二十九条の規則で定める公共の用に供する工作物は、次に掲げるものとする。

一 信号機

二 公衆電話ボックス

三 案内標識

四 郵便ポスト及び信書便ポスト

五 自動販売機

六 現金自動支払機及び現金自動預払機

(国等に準ずる者)

第十六条 条例第三十一条第一項及び第二項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人

二 土地開発公社

三 地方公共団体の組合

(その他)

第十七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第三条から第十六条まで並びに次項及び附則第三項の規定は、平成十三年四月一日から施行する。

(特例)

- 2 平成十三年四月一日から同月二十二日までの間において特定生活関連施設の新築等の工事に着手する者（次項に規定する者を除く。）に対する第五条の規定の適用については、同条中「特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の二十一日前までに」とあるのは、「平成十三年四月一日以後遅滞なく」とする。
- 3 平成十三年四月一日から同年五月三十一日までの間において第九条に規定する規模以上の建築物に係る特定生活関連施設の新築等の工事に着手する者に対する第十条の規定の適用については、同条中「特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の六十日前までに」とあるのは、「平成十三年四月一日以後遅滞なく」とする。

附 則（平成一二年規則第一三一号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条中岡山県行政組織規則第百九十条の改正規定（「第三十三条」を「第三十四条」に改める部分に限る。）並びに第十条中岡山県福祉のまちづくり条例施行規則別表第一の一の部（一）の項2へ及び（二）の項2への改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一四〇号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年規則第九一号）

この規則は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第四五号）

この規則は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第三五号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第七号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十六条第五号の改正規定は同年三月一日から、同条第八号の改正規定は同年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第五六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第七三号）

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第五三号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一二四号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一三六号）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一一八号）

この規則中別表第一の一の部（三）の項6ナの改正規定は平成十九年九月三十日から、その他の規定は同年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一三二号）

この規則は、平成十九年十二月十九日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一三九号）

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第七〇号）

この規則中別表第一の一の部（六）の項ホ及び同表二の部ホの改正規定は公布の日から、その他の規定は平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第三六号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第七号）

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第七二号）

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十五年四月一日から、第三条の規定は平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第八二号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第四六号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第二号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第五二号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第一七号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第二二号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第四〇号）

この規則は、平成三十年九月二十五日から施行する。

附 則（平成三一年規則第一八号）

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

生活関連施設		特定生活関連施設	
一 建築物			
(一)	1 第一種医療施設	イ 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院 ロ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。） ハ 医療法第二条第一項に規定する助産所	全てのもの
	2 第一種保健福祉施設	イ 生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設（更生施設、授産施設及び宿所提供施設を除く。） ロ 児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設、障害児入所施設（同法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）及び児童発達支援センター（同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）に限る。） ハ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十八条に規定する母子・父子福祉施設 ニ 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二條第二項に規定する母子健康包括支援センター ホ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設又は同法第二十九条第一項に	

		<p>規定する有料老人ホーム</p> <p>へ 老人福祉法第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設</p> <p>ト 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院</p> <p>チ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）</p> <p>リ 福祉センター（地域住民に対し社会福祉その他生活の維持向上のための場を提供する施設をいう。）</p> <p>ヌ 地域福祉センター（地域における福祉活動の拠点として福祉サービスの提供等を総合的に行う施設をいう。）</p> <p>ル 健康管理センター（診療施設と一体となって保健サービスを総合的に行う施設をいう。）</p> <p>ヲ 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第十八条第一項に規定する市町村保健センター</p> <p>ワ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設</p>	
	3 第一種官公庁施設	<p>イ 県庁、県民局、保健所又は警察署</p> <p>ロ 市役所若しくは町村役場又は支所</p> <p>ハ 税務署、公共職業安定所、年金事務所又は法務局</p>	
	4 文化教養施設	<p>イ 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館</p> <p>ロ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館、同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設</p>	
	5 公益施設	<p>イ 公衆便所</p> <p>ロ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第七項に規定する火葬場</p>	
(二)	1 第二種医療施設	<p>イ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有しないものに限る。）</p> <p>ロ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する</p>	<p>当該施設の用途に供する部分の面積（建築物にあ</p>

	<p>法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第九条の二第一項に規定する施術所</p> <p>ハ 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二条第二項に規定する施術所</p>	<p>つては、床面積。以下「用途面積」という。）が百平方メートル以上</p>
2 第二種保健福祉施設	<p>イ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する授産施設</p> <p>ロ 社会福祉法第二条第三項第十一号に規定する隣保館</p> <p>ハ 生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設（更生施設及び授産施設に限る。）</p> <p>ニ 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設、障害児入所施設（同法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）及び児童発達支援センター（同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）を除く。）その他これに類するもの</p> <p>ホ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設</p> <p>ヘ 身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）</p> <p>ト 高齢者共同作業場（高齢者に創作活動等を楽しむ場を提供し、生きがいの増進を図る施設をいう。）</p> <p>チ 心身障害者地域福祉作業所（心身障害者に福祉的就労の場を提供し、併せて作業指導、生活訓練等を行う施設をいう。）</p> <p>リ 精神障害者共同作業所（精神障害者に作業及び生活訓練の場を提供し、社会適応能力の向上を図り、社会復帰を促進する施設をいう。）</p> <p>ヌ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を行う事業を除く。）を行う施設</p> <p>ル 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十七項に規定する地域活動支援センター</p>	<p>のもの</p>

		<p>ヲ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十八項に規定する福祉ホーム</p> <p>ワ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センター</p>	
	3 第二種官公庁施設	<p>イ （一）の項3に掲げる施設以外の官公庁施設（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。）</p> <p>ロ 第十六条各号に掲げる者の事務所</p>	
	4 教育施設	<p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の施設</p> <p>ロ 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類するものの施設</p>	
	5 集会施設	<p>イ 集会場、公会堂、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館その他これらに類するもの</p> <p>ロ 研修施設</p>	
(三)	1 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積が百平方メートル以上のもの
	2 遊技施設	まあじやん屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックス、ビリヤード場その他これらに類するもの	
	3 スポーツ施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場、スキー場、クラブハウス、スポーツ練習場その他これらに類するもの	
	4 物品販売店舗	百貨店、マーケット、コンビニエンスストアその他の物品販売業を営む店舗	
	5 飲食店舗	食堂、レストラン、喫茶店その他これらに類するもの	
	6 サービス業店舗	<p>イ 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第一条の二第三項に規定する理容所</p> <p>ロ 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第二条第三項に規定する美容所</p> <p>ハ 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場</p> <p>ニ クリーニング取次店又は貸衣装屋</p> <p>ホ 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する旅行業を営む店舗</p>	

- ヘ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定するガス小売事業（同条第一項に規定する小売供給のうち同項括弧書に規定するものを行う事業を除く。）を営む店舗
- ト 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業を営む店舗
- チ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に規定する電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む店舗
- リ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行の店舗
- ヌ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行の店舗
- ル 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）に基づく日本銀行の店舗
- ヲ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）に基づく信用金庫の店舗
- ワ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）に基づく労働金庫の店舗
- カ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）に基づく農林中央金庫の店舗
- ヨ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）に基づく株式会社商工組合中央金庫の店舗
- タ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）に基づく農業協同組合の店舗
- レ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二条に規定する水産業協同組合の店舗
- ソ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第三条第二号に規定する信用協同組合の店舗
- ツ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）に基づく株式会社日本政策金融公庫の店舗
- ネ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者の店舗
- ナ 質屋営業法（昭和二十五年法律第一百五十八号）第一条第

		<p>二項に規定する質屋の店舗</p> <p>ラ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を営む店舗</p> <p>ム 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第四項に規定する郵便局</p> <p>ウ 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局</p> <p>キ その他これらに類するサービス業を営む店舗</p>	
	7 宿泊施設	旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設	
	8 展示施設	展示場、資料館その他これらに類するもの	
	9 観光施設	展望所、休憩所又は案内所施設（社寺及び史跡を除く。）	
	10 自動車車庫	一般の用に供される駐車施設（駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第十五条の規定により国土交通大臣が認める特殊な装置のみを用いるもの（以下この表及び別表第二において「機械式駐車場」という。）を除く。）	
(四)	1 事務所	事務所（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。）	用途面積が三千平方メートル以上のもの
	2 工場等	工場、研究所、卸売市場その他これらに類するもの	
(五)	1 共同住宅	共同住宅その他これに類するもの	用途面積が二千平方メートル以上のもの
	2 寄宿舍	寄宿舍その他これに類するもの	
(六)	公共交通機関の施設	<p>イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する停車場（建築物に該当するものに限る。）</p> <p>ロ 軌道法施行規則第九条第一項第十一号に規定する停留場（建築物に該当するものに限る。）</p> <p>ハ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第六項に規定するバスターミナルその他これに類するもの（建築物に該当するものに限る。）</p> <p>ニ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第七号に規定する旅客施設（建築物に該当するものに限る。）</p> <p>ホ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の旅客取扱施設（建築物に該当するものに限る。）</p>	全てのもの

(七)	複数構成施設の 共用部分	(一)の項から(六)の項までのうち二以上の項に掲げる施設(以下この表において「構成施設」という。)で構成される施設(共用部分に直接地上へ通ずる出入口を有するものに限る。)の当該共用部分	構成施設の用途 面積に共用部分 の面積を加えた 面積が三千平方 メートル以上の ものの当該共用 部分
二 建築物以外の公共交通機関の施設			
建築物以外の公共交通 機関の施設	イ 鉄道事業法第八条第一項に規定する停車場(建築物に該当するものを除く。) ロ 軌道法施行規則第九条第一項第十一号に規定する停留場(建築物に該当するものを除く。) ハ 自動車ターミナル法第二条第六項に規定するバスターミナルその他これに類するもの(建築物に該当するものを除く。) ニ 港湾法第二条第五項第七号に規定する旅客施設(建築物に該当するものを除く。) ホ 空港法第二条に規定する空港の旅客取扱施設(建築物に該当するものを除く。)	全てのもの	
三 道路			
(一)	道路法による道路	道路法(昭和三十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路(専ら自動車の交通の用に供する道路を除く。)	全てのもの
(二)	開発等により整備される道路	イ 都市計画法第二十九条の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路 ロ 土地区画整理法第四条第一項又は第十四条第一項の規定による認可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく道路 ハ 岡山県県土保全条例第五条第一項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路	全てのもの
四 公園等			
(一)	都市公園等	イ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園 ロ 児童福祉法第四十条に規定する児童遊園	全てのもの
(二)	自然公園等	イ 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二条第	全てのもの

		一号に規定する自然公園 ロ キャンプ場 ハ 社寺又は史跡で一般の観覧の用に供する施設	
(三)	開発等により整備される公園	イ 都市計画法第二十九条の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園 ロ 土地区画整理法第四条第一項又は第十四条第一項の規定による認可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく公園 ハ 岡山県県土保全条例第五条第一項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園	用途面積が二千五百平方メートル以上のもの
(四)	その他公園	イ 動物園又は植物園 ロ 遊園地その他これに類するもの	用途面積が二千五百平方メートル以上のもの
五 路外駐車場			
	路外駐車場	駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場（都市計画法第四条第二項の都市計画区域内に設置されるもので駐車料金を徴収するもの（機械式駐車場を除く。）に限る。）	用途面積が五百平方メートル以上のもの

備考 一の部（二）の項から（五）の項まで並びに四の部（三）の項及び（四）の項について、一の項において二以上の施設種目に該当する施設の用途面積は、当該施設種目に係る用途面積を合計した面積とする。

別表第二（第三条関係）

項目	整備基準	適用施設
一 建築物		
(一) 出入口	<p>多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口又は駐車施設へ通ずる出入口のうち一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、（二）の項ホに定める構造の傾斜路又は（十）の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>	建築物

<p>(二) 敷地内の通路</p>	<p>多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 段を設ける場合においては、当該段は、(四)の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>ハ 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 直接地上へ通ずる(一)の項に定める構造の出入口から当該施設の敷地に接する道若しくは空地(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十三条第二項第二号に規定する空地に限る。)(以下この表において「道等」という。))又は車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下この表において「車椅子使用者用駐車施設」という。))に至る一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(一)の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>(1) 幅員は、百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 区間五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 高低差がある場合においては、ホに定める構造の傾斜路又は(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。</p> <p>ホ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内法を百二十センチメートル(段を併設する場合にあつては、九十センチメートル)以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、十二分の一(高低差が十六センチメートル以下の場</p>
-------------------	--

	<p>合は、八分の一) 以下とすること。</p> <p>(3) 高低差が七十五センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える場合においては、高低差七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 高低差が十六センチメートル以下で、かつ、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分又は高低差が十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりこれらと容易に識別できるものとする。</p>	
<p>(三) 廊下等及び各室の出入口</p>	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、(四)の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 (一)の項に定める構造の出入口から多数の者が利用する各室の5に定める構造の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の廊下等(廊下その他これに類するものをいう。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。この場合において、(九)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該一以上の廊下等は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>イ 幅は、内法を百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 廊下等の末端の付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けること。</p> <p>ハ 高低差がある場合においては、(二)の項ホに定める構造の傾斜路及びその踊場又は(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。</p> <p>ニ (一)の項に定める構造の出入口並びに(九)の項に定める構造のエレベーター及び(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>4 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、(二)の項ホに定める構造とすること。</p>	<p>建築物</p>

	5 多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、(一)の項に定める構造とすること。	
(四) 階段	<p>多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段（その踊場を含む。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ニ 踏面と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと又は踏面の先端部とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p>	建築物
(五) 便所	<p>1 多数の者が利用する便所を設ける階（(六)の項に定める構造の便所がある階を除く。2において同じ。）においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階において、手すりが配置されている床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所を一以上設けること。</p> <p>3 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がある便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p>	建築物（第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設及び共同住宅を除く。）
(六) 車椅子使用者用便房	<p>多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所（以下この表において「車椅子使用者用便所」という。）を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている車椅子使用者用便房が設けられていること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口</p>	建築物（第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設のうち幼稚園及び共同住宅を除く。）

	<p>の幅は、内法の<sup>のり</sup>を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ホ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。</p> <p>ヘ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。</p> <p>ト 車椅子使用者が円滑に利用できるよう位置及び高さに配慮した鏡が設けられていること。</p> <p>チ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法で表示すること。</p>	
(七) 駐車施設	<p>多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者用駐車施設を一以上（全駐車台数が百を超える場合にあつては、一にその超える駐車台数百までごとに一を加えた数以上）設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる（一）の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ニ 床面は、水平とすること。</p>	建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）
(八) 視覚障害者を誘導する装置	<p>1 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口から道等に至る敷地内の一以上の通路は、次に定める構造とすること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者を誘導するための床材（線状又は点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものに限る。以下この表において「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、出入</p>	1 にあつては建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）ら4までには建築物（第一種保健福祉施設、第

	<p>口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができるときは、この限りでない。</p> <p>ロ 傾斜路の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものに限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。ただし、傾斜路の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分が勾配が十分の一を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの、高低差が十六センチメートル以下で、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの又は傾斜路がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 車路に接する部分及び車路を横断する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ニ 段の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>2 直接地上へ通ずる出入口から施設内の人又は標識により視覚障害者に施設の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの一以上の廊下等及び階段は、1に定める構造に準じたものとする。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できるものである場合は、この限りでない。</p> <p>3 2に掲げる廊下等以外の廊下等に設ける傾斜路は、1の口に定める構造に準じたものとする。</p> <p>4 2に掲げる階段以外の階段は、1のニに定める構造に準じたものとする。</p>	<p>二種保健福祉施設（婦人保護施設、高齢者共同作業場、心身障害者地域福祉作業所及び精神障害者共同作業所を除く。）、教育施設、事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）</p>
(九) エレベーター	<p>1 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設においては、籠が当該階（専ら駐車施設の用に供される階にあつては、当該駐車施設に車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階に</p>	<p>建築物（教育施設を除く。）</p>

において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。

2 1に定めるエレベーターは、次に定める構造とすること。

イ 籠の幅は、内法を百四十センチメートル以上とすること。

ロ 籠の奥行きは、内法を百三十五センチメートル以上とすること。

ハ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。

ニ 籠内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。

ホ 籠内には、手すりを設けること。

ヘ 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。

チ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を八十センチメートル以上とすること。

リ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヌ 籠内及び乗降ロビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるように点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものによる表示を併用した制御装置（リに掲げる制御装置を除く。）を設けること。

ル 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を百五十センチメートル以上とすること。

ヲ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

ワ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(十) 特殊構造昇降機	特殊構造昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十八条第二項第六号の国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他	建築物（第二種保健福祉施設のうち教育
-------------	--	--------------------

	の昇降機をいう。)を設置する場合においては、同号の車いす使用者が施設を除く。)円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。	
(十一) 受付カウンター	受付カウンター及び記載台を設ける場合においては、車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ及び蹴込みに配慮した受付カウンター及び記載台を一以上設けること。	建築物
(十二) 公衆電話所	1 公衆電話所を設ける場合においては、車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込み等に配慮した公衆電話所を一以上設けること。 2 公衆電話所に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、(一)の項に定める構造とすること。	建築物
(十三) 券売機	券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を一以上設けること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。 ロ 視覚障害者が円滑に利用できるように点字による表示を併用した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。	建築物
(十四) 改札口及びレジ通路	改札口(公共交通機関の施設その他の施設の運賃、入場料金等を徴収するための出入口をいう。以下この表において同じ。)及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下この表において同じ。)を設ける場合においては、一以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。 イ 幅は、内法を八十センチメートル以上とすること。 ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ニ 床面は、水平とすること。	建築物
(十五) 案内設備	1 用途面積が二千平方メートル以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に定める構造の館内案内板その他の案内設備を一以上設けること。ただし、案内所を設ける場合又は当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 イ 文字又は記号は、大きくかつ太くすること、地板との色の明度、	建築物

	<p>色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。</p> <p>ロ 車椅子使用者用便房がある場合は、その位置を表示すること。</p> <p>2 用途面積が二千平方メートル以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものにより視覚障害者に示すための案内設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>3 用途面積が二千平方メートル未満の建築物又はその敷地に案内設備を設ける場合は、1及び2に定める構造に準じたものとする。</p>	
(十六) 観客席	<p>1 固定式の客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用できる客席区画（以下この表において「車椅子使用者用区画」という。）を一以上（客席数が百席を超え四百席以下の場合にあつては二以上、四百を超える場合にあつては二にそのを超える客席数二百までごとに一を加えた数（当該数が十を超える場合は、十とする。）以上）設けること。</p> <p>イ 客席区画の幅及び奥行きは、それぞれ内法を八十五センチメートル以上及び百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 床面は、水平とし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ハ 客席区画の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。</p> <p>2 出入口から車椅子使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、内法を百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>3 2に掲げる通路に高低差がある場合においては、(二)の項ホに定める構造の傾斜路及びその踊場又は(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。</p>	建築物
(十七) 洗面所	<p>多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を一以上設けること。ただし、ロ及びニについては、車椅子使用者用便所が設置されている建築物に多数の者が利用する洗面所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ロ 車椅子使用者が円滑に利用できるような高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。</p>	建築物

	<p>ハ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。</p> <p>ニ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう位置及び高さに配慮した鏡が設けられていること。</p>	
(十八) 浴室	<p>多数の者が利用する浴室を設ける場合においては、次に定める構造の建築物浴室を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。</p> <p>イ 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、内法<sup>のり</sup>を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ハ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すりを適切な位置に配置すること。ただし、常時勤務する者により介助を受けて当該浴室を利用することができる場合は、この限りでない。</p> <p>ホ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ヘ 洗い場及び脱衣室の水栓器具は、レバー式その他操作が容易な方式のものを適当な位置に一以上設けること。</p>	建築物
(十九) 更衣室等	<p>多数の者が利用する更衣室等（更衣室又はシャワー室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合においては、次に定める構造の更衣室等を一以上設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。</p> <p>イ 出入口の幅は、内法<sup>のり</sup>八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 床には、車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ハ 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ホ 手すりを適切な位置に配置すること。</p> <p>ヘ シャワー等の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けるこ</p>	建築物

	と。	
(二十) 授乳 場所	授乳を行うことができる場所を確保し、当該場所には、乳幼児用ベッド及び椅子その他これらに類するものを設けること。	第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積五千平方メートル以上のもの
(二十一) お むつ交換台	おむつを交換できる台その他これに類するものを一以上設けること。	第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積二千平方メートル以上のもの
(二十二) 乳 幼児椅子	乳幼児椅子その他これに類するものを備えた便房を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を設けること。	第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積二千平方メートル以上のもの
(二十三) 客 室	次に定める構造の客室を客室数に五十分の一を乗じて得た数（一に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数）以上設ける	宿泊施設で五十室以上の客

	<p>こと。</p> <p>イ 出入口は、(一)の項に定める構造とすること。</p> <p>ロ 室内には、(六)の項イからニまでに定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便所が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 室内には、(十八)の項に定める構造の浴室を設けること。ただし、当該客室が設けられている建築物に(十八)の項に定める構造の浴室が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な面積が確保されていること。</p>	室を有するもの
二 建築物以外の公共交通機関の施設		
(一) 改札口	<p>改札口を設ける場合においては、一以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ニ 床面は、水平とすること。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設
(二) 乗降場	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 縁端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>3 両端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設し、かつ、転落を防止するための柵を設けること。</p> <p>4 乗降場付近には、必要に応じて、椅子を設ける場所を確保すること。</p> <p>5 乗降場と公共車両等との間隔及び段差は、できる限り小さくすること。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設
(三) 通路	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、(四)の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 (一)の項に定める構造の改札口から乗降場に至る一以上の通路は、次に定める構造とすること。この場合において、(五)の項に定める構造のエレベーターが設置される場合は、当該一以上の通路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設

	<p>イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合においては、4に定める構造の傾斜路及び踊場又は一の部（十）の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。</p> <p>ハ （一）の項に定める構造の改札口、（五）の項に定める構造のエレベーター及び一の部（十）の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機の昇降路の出入口に接する部分の床面は、水平とすること。</p> <p>ニ 誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>4 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を百二十センチメートル（段を併設する場合にあつては、九十センチメートル）以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、十二分の一（高低差が十六センチメートル以下の場合は、八分の一）以下とすること。</p> <p>ハ 高低差が七十五センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える場合においては、高低差七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 高低差が十六センチメートル以下で、かつ、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分又は高低差が十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりこれらと容易に識別できるものとする。</p>	
<p>(四) 階段</p>	<p>(一)の項に定める構造の改札口から乗降場に至る通路に階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ニ 踏面と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと又は</p>	<p>建築物以外の公共交通機関の施設</p>

	<p>踏面の先端部とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ホ 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>	
<p>(五) エレベーター</p>	<p>道路から乗降場に至る通路に段差が生ずる部分がある場合で一の一部(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機又は傾斜路により当該段差を解消できないものにあつては、当該部分に次に定める構造のエレベーターを設けること。</p> <p>イ 籠の幅は、内法を百四十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 籠の奥行きは、内法を百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。</p> <p>ニ 籠内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>ホ 籠内には、手すりを設けること。</p> <p>ヘ 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ト 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>チ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>リ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ヌ 籠内及び乗降ロビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるように点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものによる表示を併用した制御装置(リに掲げる制御装置を除く。)を設けること。</p> <p>ル 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ヲ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ワ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開</p>	<p>建築物以外の公共交通機関の施設のうち 駐車場</p>

	いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。	
(六) 便所	<p>1 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、手すりが配置されている床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所を一以上設けること。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設
三 道路		
(一) 歩道	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 幅員は、二百センチメートル以上（自転車歩行者道の場合にあつては、三百センチメートル以上）とし、かつ、百センチメートル以上の平坦部分を連続して設けること。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>3 排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。</p> <p>4 横断勾配は、二パーセント以下とすること。</p> <p>5 歩道が交差点、横断歩道又は縁石の切下げ部分において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車道との境界部分の段差は、視覚障害者が認識できるものとするとともに、車椅子使用者の歩行に支障のないものとする。</p> <p>ロ すりつけ勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難である場合は、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>ハ すりつけ部と段差との間におおむね百五十センチメートルの水平区間を設けること。</p> <p>6 必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。この場合において、誘導用床材及び注意喚起用床材の色は、できるだけ黄色とすること。</p> <p>7 バスの停留所付近その他の場所には、必要に応じて椅子を設ける場所を確保すること。</p> <p>8 横断歩道又はバスの停留所その他これに類するものに接する歩道には、必要に応じて歩行者等の滞留の用に供する場所を確保するこ</p>	道路

	と。	
(二) 横断歩道橋及び地下横断歩道	<p>1 階段、傾斜路及びその踊場には、手すりを設けること。</p> <p>2 階段は、回り階段としないこと。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>4 踏面と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと又は踏面の先端部とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>5 階段の上端及び下端に近接する歩道及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>	道路
四 公園等		
(一) 出入口及び改札口 (特定公園施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第十五号に規定する特定公園施設をいい、県の設置に係る都市公園法第二条第一項に規定する都市公園に設けられるもの	<p>1 次に定める構造の出入口を一以上設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 幅は、内法を百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。</p> <p>ニ ホに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ヘ 車止め柵を設ける場合においては、柵と柵の間隔は、九十センチメートル以上とすること。</p> <p>2 出入口に改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を一以上設けること。</p> <p>イ 幅は、内法を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ニ 床面は、水平とすること。</p>	公園等

<p>に限る。以下この表において同じ。)であるものを除く。)</p>		
<p>(二) 園路 (特定公園施設であるものを除く。)</p>	<p>1 (一) の項に定める構造の出入口又は改札口から便所又はあずまや若しくは休憩所に通ずる園路のうち、一以上の園路は、次に定める構造とすること。ただし、自然地形又は文化財の保護等の理由により当該構造とすることが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 幅員は、百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 縦断勾配は、八パーセント以下とし、かつ、横断勾配は、おおむね水平とすること。</p> <p>ニ 四パーセント以上の縦断勾配の区間の長さが五十メートルを超える場合は、五十メートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>ホ 縁石を切り下げの場合は、切下げ部分の幅及びすりつけ勾配は、それぞれ百二十センチメートル以上及び八パーセント以下とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ヘ 園路を横断する排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ及び車椅子のキャスター等が落ち込みにくい構造の溝蓋を設けること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 手すりを設けること。</p> <p>ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ニ 高低差が三百センチメートルを超える場合は、高低差三百センチメートル以内ごとに踏幅百四十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ホ 段の上端及び下端に接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ヘ 次に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。</p> <p>(1) 幅は、内法を九十センチメートル以上とすること。</p>	<p>公園等（自然公園等を除く。）</p>

	<p>(2) 傾斜路の縦断勾配は、八パーセント以下とすること。</p> <p>(3) 高低差が七十五センチメートルを超え、かつ、縦断勾配が五パーセントを超える場合は、高低差七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 高低差が十六センチメートルを超え、かつ、縦断勾配が五パーセントを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 傾斜路の上端及び下端に近接する園路及びその踊場の部分に、注意喚起用床材を敷設すること。</p>	
(三) 駐車施設 (特定公園施設であるものを除く。)	<p>多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子利用者用駐車施設を一以上 (全駐車台数が百を超える場合にあつては、一にその超える駐車台数百までごとに一を加えた数以上) 設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設へ通ずる (一) の項に定める構造の出入口又は改札口から車椅子利用者用駐車施設に至る駐車施設内の通路は、(二) の項に定める構造のものとし、(一) の項に定める構造の出入口又は改札口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子利用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ニ 床面は、水平とすること。</p>	公園等
(四) 案内表示等 (特定公園施設であるものを除く。)	<p>1 案内板を設ける場合においては、当該案内板は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、理解しやすい高さ、文字の大きさ、色合い等のものとする。</p> <p>2 視覚障害者に配慮した案内の設備を設ける場合においては、必要に応じて、音声により知らせる装置、誘導用床材等を敷設すること。</p>	公園等
五 路外駐車場		
(一) 出入口	<p>次に定める構造の出入口を一以上設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 幅は、内法を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p>	路外駐車場
(二) 敷地内	(一) の項に定める構造の出入口から車椅子利用者用駐車施設に至る	路外駐車場

の通路

一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。

(1) 幅は、内法を<sup>のり</sup>百二十センチメートル以上とすること。

(2) 手すりを設けること。

(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(4) 高低差が三百センチメートルを超える場合は、高低差三百センチメートル以内ごとに踏幅百四十センチメートル以上の踊場を設けること。

(5) 段の上端及び下端に近接する通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

ハ 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けた場合は、この限りでない。

ニ 幅員は、百二十センチメートル以上とすること。

ホ 高低差がある場合においては、へに定める構造の傾斜路又は一部の(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。

ヘ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

(1) 幅は、内法を<sup>のり</sup>百二十センチメートル(段を併設する場合にあつては、九十センチメートル)以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一(高低差が十六センチメートル以下の場合は、八分の一)以下とすること。

(3) 高低差が七十五センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える場合においては、高低差七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

(4) 高低差が十六センチメートル以下で、かつ、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分又は高低差が十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

	(5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (6) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりこれらと容易に識別できるものとする。	
(三) 駐車施設	<p>多数の者が利用する駐車施設には、次に定める基準に適合する車椅子使用者用駐車施設を一以上（百を超える場合にあっては、一にその超える駐車台数百までごとに一を加えた数以上）設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる（一）の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る駐車施設内の通路は、（二）の項に定める構造のものとし、（一）の項の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ニ 床面は、水平とすること。</p>	路外駐車場で全駐車台数が二十以上のもの

備考

- 一 この表の一の部の下欄に掲げる「建築物」とは、別表第一の一の部の上欄に掲げる全ての建築物をいう。
- 二 この表の三の部の下欄に掲げる「道路」とは、別表第一の三の部の上欄に掲げる全ての道路のうち、県が管理する道路法第三条第三号に規定する県道を除いたものをいう。
- 三 この表の四の部の下欄に掲げる「公園等」とは、別表第一の四の部の上欄に掲げる全ての公園等をいう。
- 四 前三号に定めるもののほか、この表の下欄に掲げる用語の意義は、別表第一の上欄に定めるところによる。

別表第三（第五条関係）

特定生活関連施設	区分	項目
一 建築物		
別表第一の一の部（一）の項に掲げるもの		別表第二の一の部（一）の項から（二十二）の項までに掲げる項目（同部（五）の項3を除く。）
別表第一の一の部（二）の項に掲げるもの	用途面積百平方メートル以上三百平方メートル未満のもの	別表第二の一の部（一）の項及び（二）の項に掲げる項目
	用途面積三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	別表第二の一の部（一）の項から（六）の項まで及び（十一）の項から（十九）の項までに掲げる項目（同部（五）の

		項3を除く。)
	用途面積千平方メートル以上のもの	別表第二の一の部(一)の項から(八)の項まで及び(十一)の項から(十九)の項までに掲げる項目(同部(五)の項3を除く。)
別表第一の一の部(三)の項に掲げるもの(コンビニエンスストアを除く。)	用途面積百平方メートル以上三百平方メートル未満のもの	別表第二の一の部(一)の項及び(二)の項に掲げる項目
	用途面積三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	別表第二の一の部(一)の項から(五)の項まで、(十一)の項から(十九)の項まで及び(二十一)の項に掲げる項目
	用途面積千平方メートル以上のもの	別表第二の一の部(一)の項から(八)の項まで、(十一)の項から(十九)の項まで及び(二十三)の項に掲げる項目(同部(五)の項3を除く。)
別表第一の一の部(三)の項に掲げるコンビニエンスストア		別表第二の一の部(一)の項から(八)の項までに掲げる項目(同部(五)の項3を除く。)
別表第一の一の部(六)の項に掲げるもの	一日当たりの平均乗降客数が二千人未満のもの	別表第二の一の部(一)の項から(五)の項まで、(八)の項及び(十一)の項から(二十二)の項までに掲げる項目
	一日当たりの平均乗降客数が二千人以上五千人未満のもの	別表第二の一の部(一)の項から(八)の項まで及び(十一)の項から(二十二)の項までに掲げる項目
	一日当たりの平均乗降客数が五千人以上のもの	別表第二の一の部(一)の項から(二十一)の項までに掲げる項目
二 建築物以外の公共交通機関の施設		
別表第一の二の部に掲げるもの	一日当たりの平均乗降客数が五千人未満のもの	別表第二の二の部(一)の項から(四)の項まで及び(六)の項に掲げる項目
	一日当たりの平均乗降客数が五千人以上のもの	別表第二の二の部(一)の項から(六)の項までに掲げる項目
三 道路		
別表第一の三の部に掲げ		別表第二の三の部(一)の項及び(二)

るもの		の項に掲げる項目
四 公園等		
別表第一の四の部（一）の項に掲げるもの		別表第二の四の部（一）の項から（四）の項までに掲げる項目
別表第一の四の部（二）の項に掲げるもの		別表第二の四の部（一）の項、（三）の項及び（四）の項に掲げる項目
別表第一の四の部（三）の項及び（四）の項に掲げるもの		別表第二の四の部（一）の項から（四）の項までに掲げる項目
五 路外駐車場		
別表第一の五の部に掲げるもの		別表二の五の部（一）の項及び（二）の項に掲げる項目

備考 この表の上欄に掲げるものは、それぞれこの表の下欄に掲げる項目について整備基準の適用のあるものに限る。

#### 別表第四（第十条関係）

特定生活関連施設	区分	項目
別表第一の一の部（一）の項に掲げるもの		別表第二の一の部（一）の項から（二十二）の項までに掲げる項目
別表第一の一の部（二）の項に掲げるもの		別表第二の一の部（一）の項から（十九）の項まで、（二十一）の項及び（二十二）の項に掲げる項目
別表第一の一の部（三）の項に掲げるもの		別表第二の一の部（一）の項から（二十三）の項までに掲げる項目
別表第一の一の部（四）の項に掲げるもの		別表第二の一の部（一）の項から（六）の項まで及び（九）の項から（十九）の項までに掲げる項目（工場等については、同部（六）の項、（九）の項及び（十）の項に掲げる項目並びに同部（五）の項3を除く。）
別表第一の一の部（五）の項に掲げるもの		別表第二の一の部（一）の項から（六）の項まで及び（九）の項から（十九）の項までに掲げる項目（共同住宅については、同部（五）の項及び（六）の項に掲げる項目を除く。）

別表第一の一の部（六）の項に掲げるもの	一日当たりの平均乗降客数が二千人未満のもの	別表第二の一の部（一）の項から（五）の項まで、（八）の項及び（十一）の項から（二十二）の項までに掲げる項目
	一日当たりの平均乗降客数が二千人以上五千人未満のもの	別表第二の一の部（一）の項から（八）の項まで及び（十一）の項から（二十二）の項までに掲げる項目
	一日当たりの平均乗降客数が五千人以上のもの	別表第二の一の部（一）の項から（二十二）の項までに掲げる項目
別表第一の一の部（七）の項に掲げるもの		別表第二の一の部（一）の項から（六）の項まで及び（九）の項から（十九）の項までに掲げる項目

備考 この表の上欄に掲げるものは、それぞれこの表の下欄に掲げる項目について整備基準の適用のあるものに限る。

別表第五（第五条、第七条、第十条、第十一条、第十二条関係）

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
一 建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、建築物の用途及び位置、当該建築物と他の建築物との別並びに別表第二の一の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低並びに別表第二の一の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
二 建築物以外の公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置並びに施設の用途及び位置、別表第二の二の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
	平面図	縮尺、方位、間取、施設の各部分の用途、床の高低並びに別表第二の二の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
三 道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、土地の高低、位置及び幅員並びに別表第二の三の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
四 公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、公園等の位置並びに別表第二の四の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
五 路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、路外駐車場の位置並びに別表第二の五の部の上欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法

備考 既存の特定生活関連施設を増築し若しくは改築する場合又は施設を用途変更により特定生活関連施設とする場合には、当該増築若しくは増設若しくは改築の部分又は当該用途変更の部分に至る経路部分の平面図を添付するものとする。

様式(第14条関係)

(表面)

身分証明書	
所 属	
職 名	
氏 名	
上記の者は、岡山県福祉のまちづくり条例(平成12年岡山県条例第1号)第26条第1項の規定による調査のための立入りをを行う職員であることを証明する。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
岡山県知事 印	

(裏面)

岡山県福祉のまちづくり条例(抜粋)	
(立入り調査)	
第26条 知事は、第22条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に特定生活関連施設に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。	
2 前項の規定により立入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。